



# 日刊動力労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (22) 7207 番

※ 電話番号は4月29日から変更になります

92.5.29 No. 3599

# 中労委の「解決案」を弾劾する!

毎月 日 曜日 月 (夕刊)

## 耐えた2年 何だった



JR採用問題 和解案

職場復帰、願いに冷水  
怒りと無念各地労組員



中労委の「妥協です」

声 明

本日中央労働委員会より提示された「解決案」は、採用差別の撤回という、当然の要求を一切無視したものであり、断じて受け入れることはできない。

とくに中労委が、全国18の地労委からだされた不当労働行為救済命令の精神を自らくつがえしたことの責任は重大である。中労委は、いたずらに解決を引き伸ばすことなく、ただちに命令を交付すべきである。

われわれは、新たな決意にたって、国鉄分割・民営化に名をかりて行なわれた国家的不当労働行為を糾弾し、解雇撤回・原職復帰に向けた闘いをさらに強化することを表明する。

1992年5月28日

国鉄千葉動力車労働組合

### 【中労委「解決案」】

- JR各社と各組合は、採用事件について和解により早期、円満な解決を図り、相互信頼に基づく建設的な労使関係を形成するとともに、安全輸送の確保と会社事業の発展に最大限努力する。
- JR各社と各組合は、国鉄改革の過程で、その経緯はともかくとして、1000名に及ぶ人達が離職し、定職のない状態にあることは、放置しえない事態であると認識する。
- JR各社は、国等による支援措置とあいまって、平成2年4月1日付けで国鉄清算事業団から解雇された者(以下「対象者」という。)の雇用の場を確保するため、次の措置を講ずる。
  - JR各社は、対象者が希望すれば、対象者の居住地等に基づき定める区分に応じてその者を雇用する。その期間は1ヵ月とし、有給とするが、労務提供は要しない。  
なお、このための採用は、所要の準備期間を経過した時点で行う。
  - 本州四国4社及び貨物会社は、所定の期間、北海道及び九州の居住者の募集を行い、採用について努力する。
  - JR各社は、対象者に対し、関連企業における雇用の場の提供について最大限の努力をする。この措置は、所定の期間行う。
  - JR各社は、その事業区域内で対象者又は対象者を多数雇用する者がJR事業に関連する事業を営む場合には、業務の発注等について配慮を行う。
- JR各社は、中労委への採用事件に関する再審査申立てを取り下げ、各組合は、これについての地労委命令の履行を求めない。
- 採用事件解決後、JR各社と各組合は、残りの配属等の事件についても、中労委の場で円満な解決に努力する。

昨日中労委は、清算事業団採用差別事件の「解決案」を提示した。しかしその内容は、別掲のとおり、解雇撤回に向けた組合員と家族の思いを全て踏みこむものである。われわれは、この「解決案」を断じて認めることはできない。

ここには、この五年間「解雇」の汚名を撤回させるために歯を食いしばって闘いぬいてきた当事者の無念も、不当労働行為の責任も何ひとつ語られていない。それどころか、全国18地労委がだした救済命令を中労委自らが覆したのだ。しかし、この「解決案」によつて、この本質はより鮮明になった。この闘いは国家的不当労働行為を撃つ闘いである。そうである以上われわれは、「他力本願」で解決がつかないと考えたことはない。われわれは、解雇撤回・原職復帰に向けて、全労働者の力を結集して、闘いをさらに強化する決意である。